

三重県知事 宛て

高校生等奨学給付金受給申請書

申請者は「保護者等」です。

【1.申請者（保護者等 原則父母）】（□には該当する箇所にし点を付けてください。）

ふりがな	みえ たろう	生年月日	高校生等との関係	☒ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 高校生等本人 ☐ その他（ ）
名前	三重 太郎	昭和50年 7月 5日		
住所	〒514-8570 電話番号： 059- 224-2161（※日中連絡可能な番号を記入してください） 三重県津市広明町13番地			

申請者以外の保護者等の情報を記入してください。

【2.申請者以外の保護者等（原則父母）】（□には該当する箇所にし点を付けてください。）

ふりがな	みえ はなこ	生年月日	高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☒ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 高校生等本人 ☐ その他（ ）
名前	三重 花子	昭和51年9月 10日		
住所	〒 電話番号： - -（※日中連絡可能な番号を記入してください） 三重県 同上			

申請内容について、連絡することがあります。

対象となる高校生等の情報を記入してください。

【3.対象となる高校生等】（□には該当する箇所にし点を付けてください。）

ふりがな	みえ じろう	生年月日	在学期間	令和7年4月 ~令和10年3月 卒業見込
名前	三重 次郎	平成21年6月9日 申請日現在（16歳）		
在学する学校	種類 ☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 学校名 三重北高等学校 学年 1年	種類・課程 ☒ 高等学校 ☐ 専修学校（高等課程） ☐ 中等教育学校 ☐ 専修学校（一般課程） ☐ 高等専門学校 ☐ 各種学校	課程・学科 ☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	
過去の高等学校等における在学期間	☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立	学校名	課程・学科 ☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ 専攻科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

現在通っている高等学校等の他に以前通っていた高等学校等がある場合は記入してください。

【4.申請区分】（□には該当する箇所にし点を付けてください。）

世帯種別	学校区分等	世帯区分	申請区分
非課税世帯	通信制・専攻科	通信制・専攻科に通う高校生等がいる非課税世帯	① ☐
	通信制・専攻科以外	通信制・専攻科以外に通う高校生等がいる非課税世帯	② ☒
	専攻科	道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額105,500円未満の世帯	③ ☐
		道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯	④ ☐

申請額（県記入欄）
円

【5.扶養親族の状況について】

申請日現在、申請者が扶養している親族の名前等を記入してください。本申請書の「1～3」に記入した方は除きます。同居していても収入があり、独立して生活をしている方は扶養親族とはみなしません。

内容を確認してし点を入れてください。

☒ 申請日現在、対象となる高校生等及び下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養親族の名前	申請者との関係（続柄）	生年月日	年齢 申請日現在	職業又は学校名 （高校生等の場合は学年等）	給付金の申請の有無
三重 一郎	子	H15年8月7日	22歳	津大学 4年	有・ 無
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無
		年 月 日	歳		有・無

扶養している方の情報記入してください。
扶養誓約書の提出も必要です。

誓約（同意）事項の内容をよく確認の上、レ点をつけてください。レ点がない場合は受理できません。

様式1-家急（裏）

次のことを誓約（同意）の上、高校生等奨学給付金を申請します。

※次の6点を確認の上、口にし点を付けてください

☒

この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

☒

この申請書に虚偽の記載があった場合は、三重県の求めに従いその全額を即時返還します。

☒

私は三重県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

☒

この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

☒

審査に必要な事項について、自治体、福祉事務所、高等学校等へ照会することに同意します。

☒

当該申請について提出した書類の返却を求めません。

【6保護者等の収入の状況について】（該当する口にし点を付けてください。）

内容を確認して、レ点をつけてください。

①～⑥のいずれかにレ点をつけてください。

※下記内容を確認の上、口にし点を付けてください。

☒

私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

・次の者の収入の確認書類を提出します。

①	☒	親権者（両親）2名分
		親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
	☐	・離婚、死別により親権者が1名の場合
②	☐	・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合 [理由]
		※（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの口にし印をつけてください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合や、成人に達している場合等

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

学校受付日 年 月 日（学校において記入）

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

被扶養者については、扶養を確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
 （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1） 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

(2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

(3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 【生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。

ハ 【生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ 【生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族をきさいした封用親族申告書を確認書類とともに添付してください。

留意事項

イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例

令和 7 年 〇 月 〇 日

振込口座届

三重県知事 宛て

高校生等奨学給付金を、下記の口座へ振り込まれるようお願いいたします。

申請者氏名 (保護者等)	三重 太郎				
生徒名	三重 次郎	学校名	三重北高等学校	全日制 定時制 通信制 専攻科	1 年

口座名義 (申請者)	口座名義 (カナ)		口座番号					
三重 太郎	ミエ タロウ		0	1	1	1	1	1
金融機関名		本支店名				預金種目		普通 貯蓄
〇〇銀行		津支店						
銀行番号コード					支店コード・番号			

※ 口座名義は申請者（保護者等）です。やむを得ず申請者以外の口座を指定する場合には委任状が必要です。

- 1 太枠内の該当項目について記入してください。
- 2 口座番号は右詰めにし、6 ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7 ケタでご記入ください。
- 3 振込口座は、保護者等の名義の普通預金口座に限ります。（定期預金は登録できません。）
- 4 ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は他銀行からの振り込み用口座番号を別途取得して頂く必要があります。

【通帳の写】

通帳（コピー）貼付欄

店 番

0 0 0

科 目

普通預金

口 座 番 号

1 1 1 1 1 1

税区分

分離課税

通帳優限度額

円

おなまえ

ミエ タロウ 様

お客様番号

123456

発行日

26年 4月 23日

株式会社

〇〇銀行

株式会社

〇〇銀行

取引店

津支店

電 話

059-224-2827

（〇〇銀行 銀行コード 8888）

通帳発行店 777

印紙税申告納付につき津
税務署承認済

通帳作成他
津市広明町13番地
株式会社〇〇銀行

※同一の口座

コピー

記載例

委任状は、申請者以外の口座を指定する場合に提出が必要です

令和 7 年 〇 月 〇 日

委任状

三重県知事 宛て

【保護者等】

住所 三重県津市広明町 1 3 番地

名前 三重 太郎

生年月日 昭和50 年 7 月 5 日

生徒名	三重 次郎			
在学している 学校名	三重北高等学校	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	普通 科 学科	1 年 A 組

※生徒毎に、委任状を作成してください。

次のいずれかをチェックしてください。

②をチェックした場合は受任者の振込口座届（様式 4）も併せて提出してください。

☐ 高等学校等へ委任する場合のみチェックしてください。

☐ ① 高校生等奨学給付金の受領を、保護者等が負担する授業料以外の教育費に充当するよう
学校長に委任します。（三重県内の高等学校のみ）

☒ ② 高校生等奨学給付金の受領を、下記の者に委任します。

【受任者】

住所 〒〇〇〇〇―〇〇〇〇

三重県栄町1丁目954番地

名前 三重 花子

電話番号 059 ― 224 ― 2161

※ 日中連絡可能な番号を記入してください。

申請者と口座名義人が違う場合はこちらにチェックを入れて、受任者を記入してください。